

## 事故時の会員資格の取り扱いならびに費用請求について (2026年4月1日予約分より適用)

内容	対応
貸渡約款(弊社が規定する利用条件等ルールを含む)に違反があった場合(※1)	会員資格取り消しまたは停止 補償制度が適用外 車両の修理実費請求
2年以内に複数回事故を起こした場合(※2)	会員資格取り消しまたは停止
2年以内に複数回事故を起こし(※2)、うち1回でも全損または車両大破の自走不能事故を起こした(※3)場合	会員資格取り消しまたは停止 一定期間停止のち利用再開した場合でも、 1年間は車両補償に免責額(5万円)を設定(※4)
会員に主たる責任がある事故を起こし、相手方または同乗者が死亡または後遺障害に至った場合	
医師等より運転を控えるよう指示を受けていたにもかかわらず、運転し事故を発生させた場合	
速度超過、居眠りなど、会員の重大な過失により事故を発生させた場合	
上記に準じ、その他事故を発生させるリスクが著しく高いと判断した場合	

※1 事故の無申告、会員以外への車両貸与、また飲酒、酒気帯び、禁止薬物の使用などの法令違反など。

詳細は以下ページ内の「保険・補償が適用できない例」の項目をご確認ください。

[https://share.timescar.jp/fare/compensate.html#not\\_applicable](https://share.timescar.jp/fare/compensate.html#not_applicable)

※2 会員様に全く責任が無い事故と認めた場合は、カウントから除外いたします。

※3 全損または車両大破の自走不能事故は、2026年4月1日0:00以降に発生した事故を対象といたします。

※4 利用再開可否は、個別事情を精査して当社にて判断します。会員資格が取り消しの場合は利用再開いたしません。

免責額の設定期間は、利用再開後から1年間とします。

※発生した事故を弊社で精査した上で、上記表の対象になる場合、該当会員様へ個別にご案内させていただきます。

なお、会員様と弊社にて別途取り決めをした場合、その内容が優先されます。